

令和3年度第4回岡山県医療対策協議会 次第

日時：令和4年2月10日（木）

15：10～16：10

場所：岡山県庁5階 保健福祉部長室
(Web会議)

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 令和5年度臨床研修病院の募集定員について [資料1]

(2) キャリア形成卒前支援プランの策定について [資料2]

4 その他

2022年度専攻医一次登録における領域別採用状況について [資料3]

5 閉会

令和3年度 第4回岡山県医療対策協議会 出席者名簿

【委員】

所 属	役職等	氏 名	備 考
岡山県市長会	新見市長	戎 齊	(代理) 新見市副市長 野間 哲人
岡山大学大学院総合内科学	教授	大塚 文男	
岡山県愛育委員連合会	会長	岡崎 文代	
岡山大学大学院地域医療人材育成講座	教授	小川 弘子	
岡山大学病院ダイバーシティ推進センター	教授	片岡 仁美	
特定非営利活動法人 岡山医師研修支援機構	副理事長	金田 道弘	
国立病院機構岡山医療センター	院長	久保 俊英	
哲西町診療所 (岡山大学病院 地域医療人材育成講座)	医師・相談役 (教授)	佐藤 勝	
美作市立大原病院	院長	塩路 康信	
岡山済生会総合病院	院長	塩出 純二	
岡山県へき地医療支援機構	専任担当医師	高畑 隆臣	(代理) 事務調整主幹 三輪 俊司
岡山赤十字病院	院長	辻 尚志	
帝人ナカシマメディカル(株)	代表取締役会長	中島 義雄	
川崎医科大学附属病院	院長	永井 敦	
岡山県病院協会	会長	難波 義夫	副会長
津山中央病院	院長	林 同輔	
岡山大学大学院消化器外科学	教授	藤原 俊義	
岡山大学病院	院長	前田 嘉信	
岡山県自治体病院協議会	会長	松本 健五	
岡山県医師会	会長	松山 正春	会長
岡山県看護協会	会長	宮田 明美	
倉敷中央病院	院長	山形 専	
岡山県町村会	鏡野町長	山崎 親男	
岡山県保健福祉部	部長	西嶋 康浩	
委員数: 24人 (出席者: 24人) (氏名50音順(一部除く)、敬称略)			

【事務局】

所 属	役職等	氏 名	備 考
岡山県保健福祉部医療推進課	課長	森 隆之	
	副課長	斎藤 雅史	
	総括参事	奥山 巧	
	副参事	田邊 俊之	
	主幹	佐藤 真人	
岡山県地域医療支援センター	センター長	忠田 正樹	
	専任担当医師	野島 剛	
	事務員	下山みどり	
	事務員	松井 洋子	

岡山県医療対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の23第1項の規定に基づき、県内における医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する事項を協議するため、岡山県医療対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 県内における医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する事項
- (2) 地域における医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する事項
- (3) 小児科・産科等における医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する事項
- (4) その他、医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、県知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、その任務を行うために必要があると認めるときは、関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、その所掌事項に係る専門事項を調査審議させるため専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部医療推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する(第9条関係)。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する(第1条関係)。

附 則

この要綱は、平成31年2月5日から施行する(第3条関係)。